

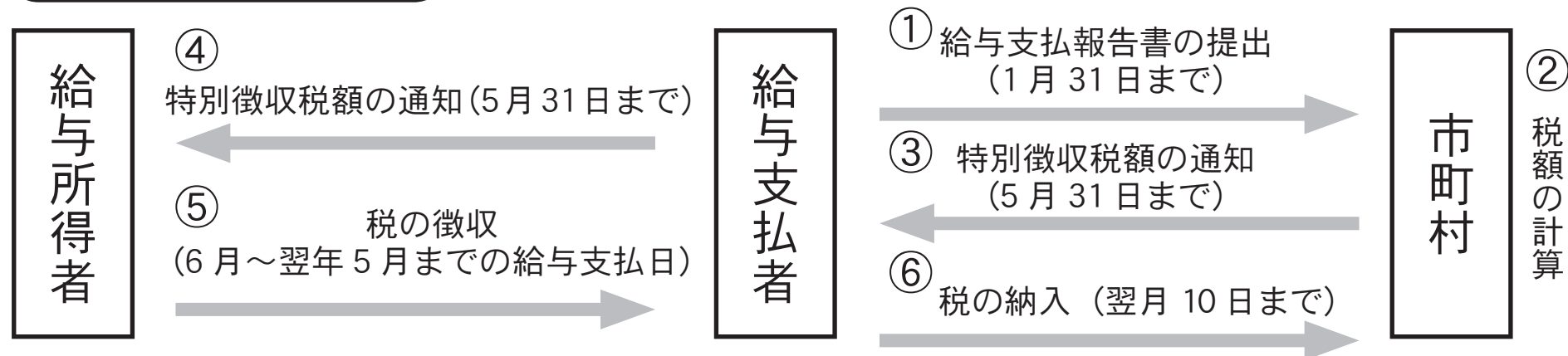
事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税の特別徴収は、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、住民税についても毎月従業員に支払う給与から徴収（天引）して納入していただく制度です。特別徴収に変更される場合は1月31日までに、役場税務課までご連絡下さい。

▼詳細 税務課 (☎ 23 - 2332)

特別徴収の流れは？



特別徴収へ切り替えるメリットは？

特別徴収は、従業員の方にとって納期が12回になり、1回あたりの納税額が少なくなる便利な制度です。

◆例 住民税の年税額が12万円の場合

- ・普通徴収の場合（納期が4回の場合）～納期毎に3万円（市町村により納期は違います）
- ・特別徴収の場合～毎月1万円

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【国民年金保険料収納業務の民間委託(市場化テスト)】

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れていらっしゃる方への納付督促や保険料の収納業務について、従来官公庁が行ってきた事業を委託し、民間事業者のノウハウを活用し、良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」を導入しています。受託事業者の担当地区等については、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) で確認ください。

■役場窓口年金相談日

9月7日(水)・21日(水)〈戸籍年金係窓口〉

■年金出張相談所の開設

主催 札幌北年金事務所

日時 9月16日(金) 10時～15時

場所 商工会館(錦町)

※年金相談は予約制です(相談予約専用ダイヤル☎011-717-4133)。また、代理人が相談に行く場合は、委任状・身分証明書が必要です。

【9月は、国民健康保険被保険者証の更新月です】

現在使用されている被保険者証の有効期限は平成23年9月30日です。新しい被保険者証は1人1枚の個別カードで、9月中旬に郵送する予定です。

◆被保険者証が届いたら

記載内容を確認しましょう。勝手に内容を書き換えると無効になりますので、窓口へ届けてください。

◆保険証は大切に使いましょう

破損、紛失したときは、免許証などの身元確認できるものを持参し、窓口で再交付の手続きをしてください。また住所変更や世帯主変更、加入、脱退の手続きには該当する方全員の被保険者証を持参してください。

◆被保険者証の有効期限について

今年郵送される被保険者証の有効期限は、平成24年9月30日となっています。

なお、退職被保険者は65歳になる誕生日の月末が、各月1日生まれの方は前日が有効期限となります。

▼年金についての問合せは

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

▼国保・後期高齢者医療についての問合せは

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

消 防

各種試験及び消防設備士講習のお知らせ

各試験・講習会の案内及び申請書は当別消防署予防課指導係（☎23 - 2537）にあります。また、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の申し込みについてはインターネットでの申請も可能です。

危険物取扱者保安講習

- ◆講習日 10月3日（月）
- ◆受付期限 9月22日（木）
- ◆講習地 札幌市
- ◆問合せ 社団法人北海道危険物安全協会連合会（☎011 - 205 - 5088/URL <http://www.hokkiren.jp/>）

第3回危険物取扱者試験

第3回消防設備士試験

- ◆試験種目
危険物取扱者試験 甲種、乙種（第1～第6類）及び丙種
消防設備士試験 甲種（第1～第5類）、乙種（第1～第7類）
- ◆試験日 11月6日（日）
- ◆試験地 札幌市ほか
- ◆受付期間
書面申請
9月20日（火）～29日（木）
電子申請
9月17日（土）～26日（月）
- ◆問合せ（財）消防試験研究センター北海道支部（☎011 - 205 - 5371/URL <http://www.shouboshiken.or.jp/>）

危険物取扱者試験準備講習

- ◆講習日
10月13日（木）、14日（金）
- ◆受付期限 各講習日の1週間前
- ◆講習地 札幌市
- ◆問合せ 社団法人北海道危険物安全協会連合会（☎011 - 205 - 5088/URL <http://www.hokkiren.jp/>）

短 期 留 学

短期留学ホームステイ語学研修の参加者を募集します

町では、人材育成基金を活用し、高校生の短期留学によるホームステイ語学研修を支援しています。

▼研修先

アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス郊外（予定）

▼研修日程

平成23年12月下旬～平成24年1月上旬（約14日間）

▼対象者

応募締切日時点で当別町に1年以上在住する高校生

▼研修費用

主催者に支払う参加費用の1/2を町が補助します。

※パスポート取得費用、旅行保険などは全額自己負担になります。

▼募集人数 2名程度

▼募集期間

9月5日（月）～30日（金）

▼申込書

役場企画課に設置（土、日曜日及び祝日を除く役場開庁時間に限る）

▼提出書類

申込書（写真添付）・作文（日本語と英語）など。

※提出書類は受理後、お返ししません。

▼詳細・問合せ

企画課企画振興係
（☎23 - 3042）

募 集

第62回当別町文化祭の参加者を募集します

町内の芸術家たちによる発表と数多くの力作が展示される文化祭を開催します。

一般参加の方の出品・出演を受付しますのでご希望の方はお申込みください。

▼開催日

11月3日（木）～6日（日）

▼場所

西当別コミュニティーセンター、ふれあい倉庫

▼申込方法

西当別コミュニティーセンター、総合体育館に設置している参加申込書でお申込み願います。※出品は1人2作品以内です。

▼申込期間

9月15日（木）～10月7日（金）

▼問合せ

町教委社会教育課（総合体育館内・☎22 - 3834/FAX22 - 3832 /E-mail:kyoshakail@town.tobetsu.hokkaido.jp）、西当別コミュニティーセンター（☎26 - 3300/FAX26 - 3600）

相 談

経済問題に関する相談会

多重債務などにお悩みの方を対象に司法書士による相談会を開催します。

▼日時 9月15日（木）

13時30分～16時

▼場所 江別保健所

▼料金 無料

▼申込み 前日までに予約。

▼問合せ

江別保健所精神保健福祉係
（☎011 - 383 - 2111）



支 援

両立支援総合サイト 「両立支援のひろば」

厚生労働省では、労働者が育児や介護と家庭とを両立し、安心して働き続けることができる環境を整備するための情報を総合的に提供するサイト「両立支援のひろば」を（財）21世紀職業財団に委託して、本年7月20日に開設しました。同サイトでは、各種助成金や法令等の解説などを掲載しています。

URL <http://www.ryouritsu.jp>

▼問合せ

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課
(☎ 03 - 5253 - 1111)

公 証

公証業務相談所 を開設します

岩見沢公証役場では、公証週間の行事として、次のとおり公証業務に関する相談所を開設します。

相談は無料ですので、お気軽にご相談下さい。

▼日時

10月1日（土）～7日（金）
9時15分～16時30分
※1日（土）・2日（日）は予約があった場合のみ開設します。

▼場所 岩見沢公証役場

（岩見沢市4条西1丁目2番地5 MY岩見沢ビル2階）

▼主な相談内容

老後の安心設計として（遺言、任意後見契約、尊厳死の宣言）、離婚に伴う養育費・慰謝料等の支払契約や年金分割の合意など

▼問合せ 岩見沢公証役場
(☎ 0126 - 22 - 1752)

消 防

住宅用火災警報器が 「生命」「財産」を守ります！

～設置して助かった!!～

コンロでフライパンに火をかけたまま隣の部屋で寝てしまい、中身が焦げ発煙。台所に設置していた住宅用火災警報器の警報音で目を覚まし、火災に至らなかった。

設置していたことによって、火災を未然に防げた奏効事例が全国各地で多数報告されています。まだ設置していない方は、早急に設置願います。

▼問合せ 当別消防署予防係
(☎ 23 - 2537)



講 演 会

認知症の正しい理解を広める 講演会を開催します

「認知症」と「もの忘れ」の違いや早めの受診がなぜ重要なのか等、経験豊富な専門医にわかりやすくお話しいただきます。

▼日時

10月4日（火）18時～20時

▼場所 ゆとろ

▼内容 講話「認知症の正しい理解と早期発見の有用性について」
講師：桜台江仁会病院認知症支援センター長 宮本礼子医師

▼参加費 無料

▼申込期限 9月27日（火）

▼問合せ 地域包括支援センター
（ゆとろ内・☎ 25 - 5152/FAX25 - 5159/E-mail:tobetsu-h@hghi.or.jp）

消 防

第6回当別署長杯 防火パークゴルフ大会

10月15日（土）から31日（月）まで行われる秋の火災予防運動の一環として第6回当別消防署長杯防火パークゴルフ大会を実施します。

◆全国統一防火標語

消したはず 決めつけしないで もう一度

▼日時 10月17日（月）9時
（雨天決行）

▼場所

当別フラワーパークゴルフ場

▼対象 当別町内に居住、または勤務している65歳以上の方（定員100名）。

▼申込期間

9月20日（火）～10月5日（水）
当別消防署、総合体育館、西当別コミュニティセンターに設置してある申込用紙に必要事項を記入し、当別消防署へ提出して下さい。FAXや電話での申し込みは受け付けておりません。

▼問合せ 当別消防署予防係
(☎ 23 - 2537)

消 防

もみ乾燥機による 火災の防止を！！

稲の収穫後、もみ乾燥機が使用される時季となりました。もみ乾燥機からの火災を防ぐため、次の事項に注意しましょう。

- ◆使用する前に、乾燥機の清掃及び点検整備を徹底する
- ◆燃えやすい物を近くに置かない
- ◆乾燥機使用中は側から離れない
- ◆消火器の設置

▼問合せ 当別消防署予防係
(☎ 23 - 2537)